

花壇づくり支援団体募集

環境美化意識や自然を愛する感性を育むとともに、花壇づくりをとおした 地域コミュニティの再生・活性化を図るため、花いっぱい運動に取り組もう としている団体を支援し、この運動がさらに定着し発展していくきっかけ づくりをお手伝いします。

> 令和 5 年 9 月 29 日(金)締切

> > ※ 郵便の場合、当日の消印有効

- \* **募集対象団体** 花いっぱい運動に継続して取り組む意欲のある茨城県内の団体・学校 (自治会、町内会、地域コミュニティ団体、子ども会、女性団体、高齢者クラブ 等)
- ※ 助 成 額 1団体あたり5万円以内
- ★ 主な支援内容 花いっぱい運動を継続的に進めていくための費用の支援

【支援の対象経費】 ア 花壇の造成費用(プランター、鉢等の購入費用も含む)

- イ シャベル等の道具の購入費用
- ウ 花の種・苗等の購入費用
- エ その他花いっぱい運動に必要と認められる経費
  - ※ 令和5年の認定日から令和8年3月31日までの支出が対象
  - ※ 飲食代・機械等の修繕費、身につける衣類、使用料、謝金等は対象外

\*\* お問い合わせ・応募先 \*\* チャレンジいばらき県民運動

〒310-0011 茨城県水戸市三の丸 1-5-38 茨城県三の丸庁舎 2階

電話: 029-224-8120 FAX: 029-233-0030 E-mail: <u>info@challenge-ibaraki.jp</u>





HP への QR

# 令和5年度 花いっぱい運動定着化促進事業 募集要項

## 1. 目 的

環境美化意識や自然を愛する感性を育むとともに、花壇づくりをとおして地域コミュニティの再生・活性化を図るため、花いっぱい運動に継続して取り組んでいる、または取り組もうとしている団体・学校に対して支援を行い、この運動がさらに定着し、発展していくきっかけとなることを目的に実施します。

## 2. 応募方法

様式1及び様式2に必要事項を記入し、チャレンジいばらき県民運動まで提出してください。

- ※ 写真は、L判(89×127 \*,))カラーで、過去1年以内(令和4年4月1日以降)に撮影したもの3枚を貼付。
- ※ これから花壇を造成する団体・学校(拡張する場合を含む)は、土地所有者または管理者の承諾書の写しあるいは、 土地利用の経緯がわかるもの(任意の様式で可)を添付する。

## 3. 選考基準

- ※ 誰もが観賞できる場所にある花壇において活動している、または、活動予定であること。
- ※ 花壇面積がおおむね10㎡以上であること。
- ※ 多くの人々が参加し、花壇づくりをとおして、心豊かな地域づくりに寄与できること。
- 🕱 花いっぱい運動に継続して取組む意欲があり、花いっぱい運動の定着と発展が期待できること。
- ※ 平成29年度以前に認定された団体・学校の場合は、質的向上(例:花壇の面積拡張、季節限定花壇から通年型花壇へ移行等)や花壇づくりをとおしての新たな取り組み(例:他団体と協働して地域活性化、外出や地域づくり参加のきっかけ等)を行う予定であること。
- ★ 今後、継続的な活動を行っていく上での計画を立てていること。
- ※ 総合的に判断して、今後、長期的な活動が期待できること。

## 4. 選考時期及び認定証交付式

選考結果等につきましては、10月下旬にお知らせいたします。

また、認定された団体・学校には、認定証・認定看板等を交付いたします。なお、認定証交付式の期日については、別途通知にてお知らせいたします。

## 5. その他

- 花壇の管理を専門家に委託しているもの、営利を目的とした活動の一環として管理しているもの、 平成30年度以降に本事業の支援を受けたものは対象になりません。
- 応募書類は返却しませんのでご注意ください。
- 支援団体・学校には、普及・啓発のための認定看板を花壇に設置していただきます。
- 認定後は、活動状況の確認のため、令和 5 年の認定日から令和 8 年 3 月 31 日までの活動内容及び花壇の写真を提出していただきます。ただし、支援金は認定年度にまとめて交付します。
  - また、支援金を全額使用した場合は、直ちに、支援金の精算報告(領収書等添付)をしていただきます。
- 提出いただいた写真につきましては、チャレンジいばらき県民運動のホームページなどで紹介させていただく場合がございますので、ご了承願います。
- 道路沿いで作業をするときは、周囲の安全に十分注意しながら行ってください。

